

保育所等の利用に関する同意書

入所申込みにあたり、以下の事項をお読みください。ご理解いただきましたら、□にチェックをお願いします。

	確認事項	チェック欄
1	虚偽の申込みをした場合は内定を取り消し、入所後明らかになった場合は保育の利用を解除(退所)します。	<input type="checkbox"/>
2	申込み後、ご家庭の状況(就労状況・妊娠など)に変更があったときは、必ず担当課へ連絡を行うようお願いします。	<input type="checkbox"/>
3	保育所等の送迎時間は、保護者の就労等の実態に合わせてのご利用となります。	<input type="checkbox"/>
4	入所決定後、公立の認定こども園をご利用の場合には、利用者負担額(保育料)又は給食費を定められた期日までに納付していただきます。私立の認定こども園をご利用の場合には、各施設に保育料等をお支払いください。	<input type="checkbox"/>
5	利用者負担額(保育料)は、父・母や家計主宰者の市民税所得割額により算定します。父・母の収入が少ない場合には、同居している祖父母等の税額を合算し算定します。住民票が別々であっても、同居し、生計が同一であると認められる場合は、算定対象に含む場合があります。	<input type="checkbox"/>
6	利用者負担額(保育料)が未納となった場合、児童手当を窓口にて現金で支払いすることを了承します。また、必要に応じて、利用者負担額(保育料)の収納情報を施設に提供し、利用者負担額(保育料)等の収納情報を施設から取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
7	利用者負担額(保育料)が未納となった場合、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、潮来市長から支給を受ける児童手当及び特例給付の額を、利用者負担額(保育料)の支払いに充当することを申し出ます。なお、充当する月分、金額、期間等については、潮来市利用者負担額(保育料)徴収担当部署に一任します。	<input type="checkbox"/>
8	アレルギー食については、各施設で対応を行っています。集団給食の範囲の中で、医師の指示のもと除去等を行います。完全対応ではありませんので、除去項目が多岐にわたる児童については、ご家庭のご協力をお願いすることもあります。	<input type="checkbox"/>
9	一斉申込みで受付をした場合の「支給認定証」については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、入所結果と共に2月頃通知します。年度途中の申込みの場合は、入所決定時に通知します。	<input type="checkbox"/>
10	保育料等が未納となり、当該未納の状態が続いた場合、利用調整における入所判定において、当該事由がマイナスに働くことを認識し之に同意します。	<input type="checkbox"/>
当てはまる方のみご記入ください		
11	(出産予定の方) 出産要件で入所できる期間は、原則として出産予定日の6週間前の属する月から、出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日までです。期間終了後は退所となり、以降継続して入所を希望する場合には、再度お手続きが必要となります。	<input type="checkbox"/>
12	(求職活動中の方) 求職中の方は、入所後3ヶ月以内に就労を開始し、翌月の25日までに認定の変更手続きをしてください。入所後90日を超え就労開始とならないときは、退所となります。	<input type="checkbox"/>

申し込みにあたり、上記の事項について同意します。

令和 年 月 日

氏名